

## 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和4年度決算における健全化判断比率（4指標）および資金不足比率については、次のとおりです。

### (1) 健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項目		上段：比率（%） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 R3 算定値	早期健全化基準(%)
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 18,776 (黒字)	— 実質収支額 20,099 (黒字)	3.75
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 18,776 公営事業資金剰余額 24,251 計 43,027 (黒字)	— 実質収支額 20,099 公営事業資金剰余額 28,662 計 48,761 (黒字)	8.75
	実質公債費比率	12.1	12.0	25.0
	将来負担比率	169.4	168.3	400.0
資金不足比率	水道事業	—	—	20.0
		資金剰余額 11,036 (黒字)	資金剰余額 12,148 (黒字)	
	工業用水道事業	—	—	20.0
		資金剰余額 7,318 (黒字)	資金剰余額 8,056 (黒字)	
	電気事業	—	—	20.0
		資金剰余額 399 (黒字)	資金剰余額 1,866 (黒字)	
	病院事業	—	—	20.0
資金剰余額 1,870 (黒字)		資金剰余額 1,693 (黒字)		
流域下水道事業	—	—	20.0	
	資金剰余額 657 (黒字)	資金剰余額 430 (黒字)		
特別会計	地方卸売市場事業	—	—	20.0
		資金剰余額 18 (黒字)	資金剰余額 1 (黒字)	
特別会計	港湾整備事業	—	—	20.0
		資金剰余額 4 (黒字)	資金剰余額 10 (黒字)	

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生をめざすこととなります。

※4 「公営事業資金剰余額」には、算定上、貸付事業関連の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業、就農施設等資金貸付事業等、林業改善資金貸付事業、沿岸漁業改善資金貸付事業、中小企業者等支援資金貸付事業等）に係る実質収支額は含まれません。

## (2)各指標の概要

### ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

### イ 連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

### ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.1ポイント悪化し、「12.1%」となりました。なお、早期健全化基準である25%を約13%下回っています。

### エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から1.1ポイント悪化し、「169.4%」となりました。なお、早期健全化基準である400%の2分の1以下の数値となっています。

### オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

### (3)実質公債費比率及び将来負担比率の内訳

実質公債費比率の内訳

(千円・%)

区分	R2年度決算	R3年度決算	R4年度決算	分母比
<b>分子 ①=②+③-④</b>	<b>44,440,352</b>	<b>44,922,849</b>	<b>46,579,467</b>	<b>12.5</b>
元利償還金(公債費充当一般財源等額) ②	107,156,681	105,448,724	105,554,115	28.3
準元利償還金 ③				
積立不足額を考慮して算定した額	194,009	678,790	0	0.0
満期一括償還地方債に係る年度割相当額	6,683,333	7,353,333	8,190,000	2.2
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	2,958,387	3,070,420	3,201,204	0.9
組合等が起した地方債の元利償還金に対する負担金等	1,001,639	1,004,004	1,004,405	0.3
債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)※	1,374,629	638,871	550,377	0.1
一時借入金の利子	162	7	0	0.0
算入公債費等の額 ④	74,928,488	73,271,300	71,920,634	19.3
<b>分母 ⑤=⑥-⑦</b>	<b>363,619,661</b>	<b>386,750,142</b>	<b>373,298,273</b>	<b>100.0</b>
標準財政規模 ⑥	438,548,149	460,021,442	445,218,907	119.3
算入公債費等の額 ⑦	74,928,488	73,271,300	71,920,634	19.3
実質公債費比率(単年度) ① / ⑤ × 100	12.2	11.6	12.5	
<b>実質公債費比率(3年平均)</b>	<b>12.7</b>	<b>12.0</b>	<b>12.1</b>	

(※)債務負担行為に基づく支出額の内訳				
国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの	451,208	302,324	194,039	0.1
地方公務員等共済組合に係るもの	235,809	231,957	243,852	0.1
その他上記に準ずるもの	590,704	0	0	-
利子補給に係るもの	96,908	104,590	112,486	0.0

将来負担比率の内訳

(千円・%)

区分	R3年度決算	R4年度決算	分母比
<b>分子 ①=②-⑩</b>	<b>651,210,185</b>	<b>632,505,683</b>	<b>169.4</b>
<b>将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩</b>	<b>1,718,421,983</b>	<b>1,699,146,889</b>	<b>455.2</b>
一般会計等に係る地方債の現在高 ③	1,510,739,933	1,496,793,157	401.0
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	3,834,892	3,945,056	1.1
公営企業債等繰入見込額 ⑤	32,837,144	32,908,491	8.8
組合負担等見込額 ⑥	9,659,345	9,701,815	2.6
退職手当負担見込額 ⑦	161,335,102	155,789,772	41.7
設立法人の負債額等負担見込額 ⑧	15,567	8,598	0.0
連結実質赤字額 ⑨	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑩	-	-	-
<b>将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭</b>	<b>1,067,211,798</b>	<b>1,066,641,206</b>	<b>285.7</b>
充当可能基金 ⑫	97,306,522	118,473,258	31.7
充当可能特定歳入 ⑬	9,472,771	8,279,249	2.2
基準財政需要額算入見込額 ⑭	960,432,505	939,888,699	251.8
<b>分母 ⑮=⑯-⑰</b>	<b>386,750,142</b>	<b>373,298,273</b>	<b>100.0</b>
標準財政規模 ⑯	460,021,442	445,218,907	119.3
算入公債費等の額 ⑰	73,271,300	71,920,634	19.3
<b>将来負担比率 ① / ⑮</b>	<b>168.3</b>	<b>169.4</b>	

④, ⑤, ⑧ の内訳				
債務負担行為に基づく支出予定額	PFI事業に係るもの		-	-
	いわゆる五省協定等に係るもの		-	-
	国営土地改良事業に係るもの	309,980	115,944	0.0
	地方公務員等共済組合に係るもの	2,624,143	2,674,038	0.7
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業会計	27,643,597	27,892,055	7.5
	病院事業会計	3,988,352	3,996,865	1.1
	地方卸売市場事業特別会計	905,912	780,269	0.2
	港湾整備事業特別会計	200,713	193,608	0.1
	水道事業会計	98,570	45,694	0.0
設立法人の負債額等負担見込額	第三セクター等	15,567	8,598	0.0

# 健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

## 1 実質赤字比率

一般会計と公営事業会計以外の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## 2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営事業会計（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

## 3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。この指標は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などを対象としています。

※各年度の実質公債費比率をもとに、過去3か年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

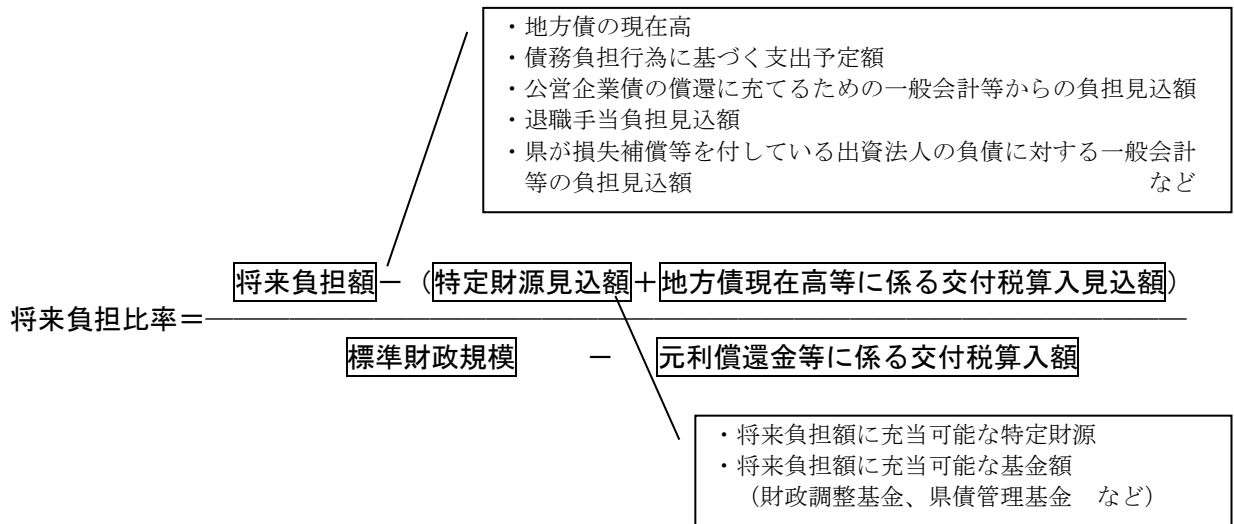
元利償還金等に充当した特定財源

・地方債の元利償還金  
・公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

#### 4 将来負担比率

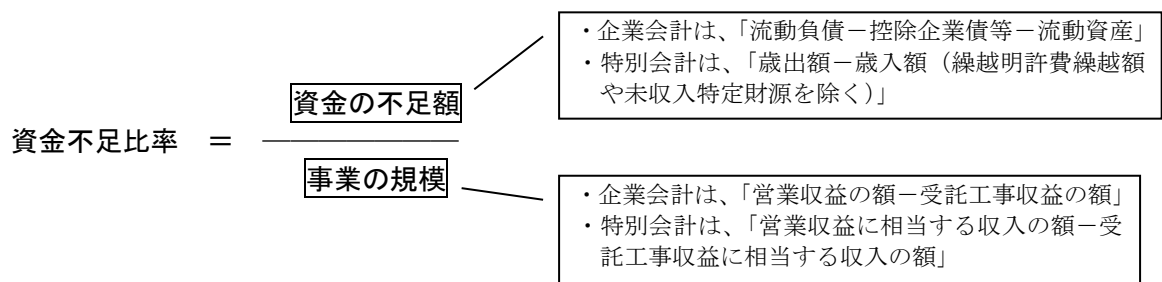
地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを示す指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。



#### 5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。



## ■ 対象会計の範囲（三重県の場合）

